

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年8月29日
【会社名】	フィードフォースグループ株式会社
【英訳名】	Feedforce Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚田 耕司
【本店の所在の場所】	東京都文京区湯島三丁目19番11号
【電話番号】	03-5846-7016（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ執行役員グループ担当 西山 真吾
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区湯島三丁目19番11号
【電話番号】	03-5846-7016（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ執行役員グループ担当 西山 真吾
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2022年8月26日開催の当社第17期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年8月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 振替株式発行会社（上場会社）において、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、第15条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は本附則所定の期日経過後に削除するものであります。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金4,961,211,024円のうち、4,936,211,024円を減少して25,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日は2022年9月1日を予定するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

塚田耕司及び阿部圭司を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

島田憲和、浦勝則及び佐藤康夫を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

三ツ石直史を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、従業員及び社外協力者並びに当社子会社の取締役、執行役員、従業員及び社外協力者に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	213,401	343	-	(注)1	可決 99.83
第2号議案	213,274	467	-	(注)2	可決 99.77
第3号議案				(注)3	
塚田 耕司	208,975	4,770	-		可決 97.76
阿部 圭司	213,229	516	-		可決 99.75
第4号議案				(注)3	
島田 憲和	209,058	4,687	-		可決 97.80
浦 勝則	213,336	409	-		可決 99.80
佐藤 康夫	213,313	432	-		可決 99.79
第5号議案				(注)3	
三ツ石 直史	209,081	4,664	-		可決 97.81
第6号議案	201,247	12,498	-	(注)1	可決 94.15

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上